身体拘束等適正化のための指針

合同会社まなび舎 子育てステーションこでまり 子育てステーションこでまり α

1,身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

- (1) 事業所としての理念
 - 1,身体拘束等の原則禁止

身体拘束等は、利用者の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。 当事業所(子育てステーションこでまり・こでまり α)は、利用者の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、職員が身体的・精神的拘束の弊害 を理解し、緊急やむを得ない場合を除き原則として身体拘束等をしない支援に努めます。

2,身体拘束等に該当する行為 身体を拘束するのみならず、行動を制限する行為は身体拘束等に該当します。

3, 目指すべき目標

やむを得ず身体拘束等を行う3要件(切迫性・非代替性・一時性)の全てに該当すると委員会において判断された場合は、本人・ご家族への説明・確認を得て拘束等を実施する場合もありますが、その場合も利用者の態様や療育の見直し等により、拘束等の解除に向けて取り組みます。

(2) 事業所としての方針

次の仕組みを通して身体拘束等の必要性を除くよう努めます。

- ① 基本的なケアの向上により身体拘束等リスクを除きます。利用者一人一人の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体拘束等を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施します。
- ② 施設内外の研修に参加するなど施設全体の知識・技能の水準が向上する仕組みをつくります。
- ③ 身体拘束等適正化のために利用者・保護者と話し合います。 保護者と利用者にとってより居心地のいい環境・療育について話し合い、身体拘束等 を希望されても、そのまま受け入れるのではなく対応を一緒に考えます。

2. 身体拘束等適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体拘束等適正化のために体制を維持・強化します。

(1) 身体拘束等適正化検討委員会(以下、委員会という)を設置し、当事業所で身体拘束等 適正化を目指すための取組等の確認・改善を検討します。委員会は年1回以上、その他 必要に応じ開催します。特に、緊急やむを得ない理由から身体拘束等を実施している場 合(実施を開始する場合を含む)には、身体拘束等の実施状況の確認や3要件を具体的 に検討します。

(2)委員会の構成員

代表社員·管理者·児童発達支援管理責任者

(3) 構成員の役割

招集者 : 代表社員・管理者・児童発達支援管理責任者

記録者 : 管理者·児童発達支援管理責任者

(4) 委員会の検討項目

- ① 前回の振り返り
- ② 3要件(切迫性・非代替性・一時性)の再確認
- ③ 身体拘束等を行っている利用者がいる場合。

3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束等の解除に向けて検討します。

- ④ 身体拘束等を開始する検討が必要な利用者がいる場合 3要件の該当状況、特に代替案について検討します。
- ⑤ 今後やむを得ず身体拘束等が必要であると判断した場合 今後の家族や関係機関との意見調整の進め方を検討します。
- ⑥ 意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し
- ⑦ 今後の予定(研修・次回委員会)
- ⑧ 今回の議論のまとめ・共有

(5) 記録及び周知

委員会議事録を定め、これを適切に作成・説明・保管するほか、委員会の結果について、 職員に周知徹底します。

3. 身体拘束等適正化のための研修

身体拘束等適正化のため、職員採用時のほか、年1回以上の頻度で定期的な研修を実施します。 研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、参加職員名、内容(研修概要) を記載した記録を作成します。

4, 緊急やむを得ず身体拘束等を行わざるを得ない場合の対応

(1) 3要件の確認

切迫性	利用者または他の利用者の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性
	が著しく高いこと
非代替性	身体拘束、その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
一時性	身体拘束、その他の行動制限が一時的なものであること

(2) 要件合致確認

利用者の態様を踏まえ委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体拘束等を実施することとしますが、拘束等の実施後も日々の態様等を参考にして委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組みます。

(3) 記録等

緊急やむを得ず身体拘束等を行わざるを得ない場合、次の項目について「緊急やむを得ない身体拘束等に関する説明書」に記載し、利用者・ご家族へ説明します。

- 拘束等が必要となる理由(個別の状況)
- ・ 拘束等の方法(場所、行為(部位・内容))
- ・ 拘束等の時間帯及び時間
- ・ 特記すべき心身の状況
- 拘束等開始及び解除の予定(特に解除予定を記載)

5,身体拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体拘束等を実施している場合には、身体拘束等の実施状況や利用者の日々の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、委員会で拘束等解除に向けた確認(3要件の具体的な再検討)を行います。

6, 利用者等による本指針の閲覧

本指針は当事業所で使用するマニュアルに綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者や保護者が閲覧できるように事業所ホームページへ掲載します。

附則

この指針は令和4年4月1日より施行する。